

別表1 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘 要
			建 物	家庭用財産	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		%	%	被害建物の残存部分に補修を加えても、再び建物として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の 50%以上であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の 70%以上である場合
	半 壊		50	50	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の 20%以上 50%未満であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の 20%以上 70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	建物の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床 上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	- 海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水（24 時間以上）の場合には、各割合に 15%を加算した割合を使用します。 「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床 上 1 m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床 上 50 cm以上 1 m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床 上 50 cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
	床 下		15 (0)	—	

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を 100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえて適用します。

別表2 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり、単位：千円）

	木造	鉄骨鉄筋コン クリート造	鉄筋コン クリート造	鉄骨造
全国平均（注）	217	334	338	314
北海道	241	334	338	314
青森	221	334	338	314
岩手	230	334	338	314
宮城	217	437	338	314
秋田	219	334	338	314
山形	234	334	338	314
福島	219	334	338	314
茨城	217	334	338	314
栃木	223	334	338	314
群馬	217	334	338	314
埼玉	217	334	354	314
新潟	236	334	338	314
長野	271	334	589	314
千葉	217	335	359	321
東京都	230	404	431	384
神奈川	217	378	361	355
山梨	246	334	521	314
富山	237	334	338	314
石川	235	334	338	322
福井	225	334	338	314
岐阜	226	334	338	314
静岡	227	334	338	314
愛知	217	334	338	316

	木造	鉄骨鉄筋コン クリート造	鉄筋コン クリート造	鉄骨造
三重	239	427	338	314
滋賀	217	334	338	314
京都	218	334	338	314
大阪	217	334	338	314
兵庫	217	334	338	314
奈良	217	334	338	314
和歌山	217	334	338	314
鳥取	234	334	338	314
島根	250	334	338	314
岡山	237	334	338	314
広島	217	334	338	319
山口	234	334	705	314
徳島	227	334	338	314
香川	226	334	338	314
愛媛	225	334	338	325
高知	241	334	472	314
福岡	217	334	338	314
佐賀	217	334	338	314
長崎	221	345	338	314
熊本	217	334	338	314
大分	219	334	338	314
宮崎	217	334	338	314
鹿児島	218	516	338	314
沖縄	217	483	338	351

（注） 該当する都道府県の工事費用が全国平均を下回る場合は、全国平均の工事費用を用いています。

別表3 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫 婦	独 身
歳 ～ 29	万円 500	300 万円
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人(年齢 18 歳以上) 1 名につき 130 万円を加算し、子供(年齢 18 歳未満) 1 名につき 80 万円を加算します。

参考(償却費相当額について)

「償却費相当額」は、①業務用資産の場合は、事業所得や不動産所得の計算上必要経費に算入される償却費の累積額とし、②非業務用資産の場合は、「所得税法施行令第 85 条《非事業用資産の減価の額の計算》」の規定に準じて計算した金額とします。

なお、非業務用資産の償却率は、法定耐用年数に 1.5 を乗じた年数(1 年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。)に対応する旧定額法の償却率になります。

【例】建物の場合

《非業務用建物(居住用)の計算方法》

$$\text{建物の取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数}^{\ast 1} = \text{償却費相当額}^{\ast 2}$$

※1 「経過年数」の6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てます。

※2 建物の取得価額の95%を限度とします。

《非業務用建物(居住用)の償却率》

区分	木造	木 骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	鉄骨造	
				金属造① ^{※3}	金属造② ^{※4}
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

※3 「金属造①」・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物

※4 「金属造②」・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

ご 案 内

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお尋ねください(住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。)
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約(事前予約制)していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。